

福島県安心きのこ栽培マニュアル

放射性物質対策チェックシート

放射性物質対策チェックシートとは？

チェックシートには、現在の知見から考え得る、放射性物質のリスクを回避し影響を低減するために必要な項目が盛り込まれており、ほだ木や菌床などを指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。

必須項目については、全生産者に必ず実施していただく放射性物質対策となります。選択項目については、生産場所の空間線量率等の環境条件を考慮して取組内容を選択してください。

放射性物質対策は、原木栽培、菌床栽培の生産工程毎に取りまとめています。

チェックシートの使い方（原木栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、ほだ木を指標値以下とするとともに発生したきのこを基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① ほだ場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ② 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ③ 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断とした項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入した原木ロット毎にロット管理表を作成してください。
- ② 原木の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの管理場所や本数を記載してください。
- ④ 発生前ほだ木の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑤ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 当該ロットから最初に発生したきのこについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたってほだ木を使用する場合には、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑦ その他、発生が継続している場合にも、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

原木やほだ木を指標値以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) 原木購入時の確認、取扱

原木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入した原木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(2) ほだ木購入時の確認、取扱

ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

購入したほだ木は、粉塵や土などが付着しないように保管してください。

(3) 発生前ほだ木の管理

発生操作を行う1か月前を目安に、ほだ木に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（50Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

原木栽培工程図

(1) 原木入手工程

原木林の選定

伐採・玉切り

原木検査

(2) 植菌工程

植菌資材

植菌

(3) ほだ木作り工程

仮伏せ

本伏せ

(4) 発生・収穫工程

水 増収材

ほだ木検査

発生

休養

収穫

(5) 乾燥工程 (乾燥きのこ生産の場合)

きのこ検査

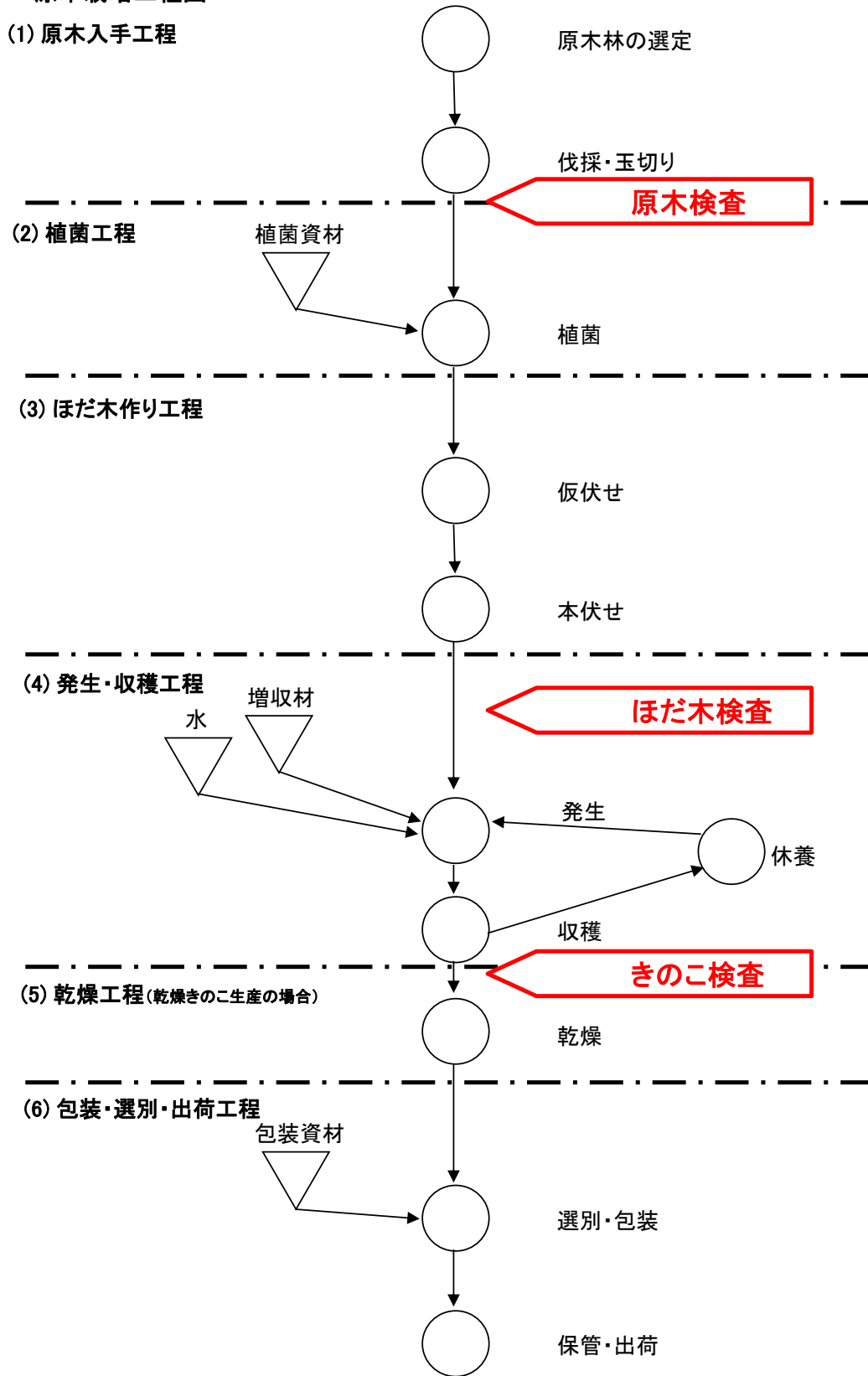
乾燥

(6) 包装・選別・出荷工程

包装資材

選別・包装

保管・出荷



放射性物質対策子エックシート(原木栽培)

番号	工程	区分	取組事項	チェック	実施年月日	マニュアル	賠償対象	
1	原木入手工程	購入時の確認、取扱	原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)	必須		p7	原木を自ら採取、製造し使用する際の生産者が実施した検査費用	
2			・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロッックなどの上に置き、シートで覆って保管する	必須		p8	ブロッック、シート等資材費、採採後の保管場所はほだ木以外の場所	
3		体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する			p9	—	
4		使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する			p9	—	
5	購入原木の管理	購入時の確認、取扱	原木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している	必須		p9	—	
6			・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、原木をブロッックなどの上に置き、シートで覆って保管する	必須		p8	ブロッック、シート等資材費を対象、購入後の保管場所はほだ木以外の場所	
7		資材の保管	・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する。			p11	—	
8		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う			p12	—	
9	植菌工程	放射線物質の低減	(共通) ・粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロッックなどの上に置き、シートで覆って保管する			p13	ブロッック、シート等資材費を対象、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要	
10			(野外での植菌の場合) ・植菌に使用する機械や器具はシートの上に置き、作業もシートの上で行う			p12~13	—	
11			(施設内での植菌の場合) ・原木等を施設内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する。				p12~13	賠償対象となるか調整中
12			(施設内での植菌の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う。				p12~13	—

13	植 菌 工 程	植 菌	体内への放射性物質取り込み防止	<ul style="list-style-type: none"> 帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 			p13	—
14			使用機械等の放射性物質量の低減	<ul style="list-style-type: none"> 使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 			p13	—
15	植 菌 工 程	購入ほだ木の管理	購入ほだ木の放射性物質濃度の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1) 	必須		p13~14	—
16			購入ほだ木の放射性物質濃度の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> 粉塵、土、腐植層など付着、接触しないように、ほだ木をブロッックなどの上に置き、シートで覆って保管する 	必須		p13	フロック、シート等資材費、購入後の保管場所はほだ木場以外の場所
17	ほだ木作り工程	仮伏せ	空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通) ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない(共通) 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(野外での仮伏せの場合) スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける 			p15	—
18			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う(共通) ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない(共通) 			p16	フロック、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
19			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する(野外での仮伏せの場合) スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う 			p16	賠償対象となるか調整中
20			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木をシートで覆う 			p16	シート等資材費
21			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> (野外での仮伏せの場合) ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く 			p16	砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
22			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する 			p16	賠償対象となるか調整中
23			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> (施設内での仮伏せの場合) 原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する 			p16	賠償対象となるか調整中
24			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> (施設内での仮伏せの場合) 施設内の清掃、洗浄を行う 			p16	—
25			空間線量率の測定	<ul style="list-style-type: none"> (施設内での仮伏せの場合) 換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける 			p16	賠償対象となるか調整中
26			植 菌 工 程		体内への放射性物質取り込み防止	<ul style="list-style-type: none"> 帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 		

27	仮伏せ	使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				p16～17	—
28		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う				p17	—
29			(共通) ・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない				p18～19	ブロック等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
30			(共通) ・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。泥水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する				p18～19	賠償対象となるか調整中
31			(野外での本伏せの場合) ・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を 寒冷紗・遮光ネット で覆う				p18～19	枝葉部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要
32		放射性物質の低減	(野外での本伏せの場合) ・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く				p18～19	砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
33	本伏せ		(野外での本伏せの場合) ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する				p18～19	賠償対象となるか調整中
34			(施設内での本伏せの場合) ・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する				p18～19	賠償対象となるか調整中
35			(施設内での本伏せの場合) ・ハウス内の清掃、洗浄を行う				p18～19	—
36			(施設内での本伏せの場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。 換気施設はフィルターをつける				p18～19	賠償対象となるか調整中
37		体内への放射性物質取り込み防止	・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。				p19	—
38		使用機械等の放射性物質量の低減	・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する				p19	—

ほだ木作り工程

39	作業工程 伐木	発生前ほだ木の管理	ほだ木の放射性物質検査	必須			p19	検査費用を対象
40			空間線量率の測定				p21、25	—
41							p21～22、26	ブロック等資材費、表面土壌までの除染が実施されている場合は不要
42							p21～22、26	賠償対象となるか調整中
43							p21～22、26	枝葉部位の計測により、必要に応じて実施。林床の除染とは別途措置必要
44			放射性物質の低減				p21～22、26	砂利、木材チップ、シート等資材費、表面土壌までの除染が実施されていない場合に選択的に実施
45		発生・休養					p21～22、26	賠償対象となるか調整中
46		発生・収穫工程					p21～22、26	賠償対象となるか調整中
47							p21～22、26	—
48							p21～22、26	賠償対象となるか調整中
49			体内への放射性物質取り込み防止				p23、27	—
50			使用機械等の放射性物質量の低減				p23、27	—

必須

・ほだ木の放射性物質濃度が50ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)(注2)

・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行う

(共通)
・ほだ木は枕木などの上に置き、直接地面につけない

(共通)
・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。汚水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する

(野外での発生・休養の場合)
・スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を寒・冷紗・遮光ネットで覆う

(野外での発生・休養の場合)
・ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなど敷く

(野外での発生・休養の場合)
・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用する

(施設内での発生・休養の場合)
・原木・ほだ木等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する

(施設内での発生・休養の場合)
・施設(ハウス)内の清掃、洗浄を行う

(施設内での発生・休養の場合)
・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつける

・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。

・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する

51	発生・収穫工程	收穫	放射線物質の低減	・粉塵等が付着しないよう収穫する ・収穫物は速やかに室内に保管する ・収穫に使用する器具類は清潔に保つ				p24	—
52								p24	—
53								p24	—
54		きのこの管理	きのこの放射性物質検査	・きのこの含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注3)	必須			p23	検査費用を対象
55	工乾工程	乾燥	放射線物質の低減	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない ・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する				p28	—
56								p28	—
57	別包装工程	選別・包装・保管	放射線物質の低減	・包装資材は室内で保管する ・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する				p29～30	—
58								p29～30	—
59			ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底する				p10、14、20、27	—
60	その他共通	その他	放射線物質汚染物の処分	・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する ・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめ保管する。その際、シートなどで被せる				p32～33	追加的に発生した処分に かかる経費
61								p33	保管にかかる経費
62			トレーサビリティ対応	・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する				p41	—
63	原木の洗浄	原木・ほだ木の洗浄	原木・ほだ木の放射性物質量の低減(注4)	・流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を 除染する ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収する				—	50Bq/kgを超えたもので、 50Bq/kg以下になった場合 を対象。洗浄機リース、ブ ラシ等の購入に係る経費
64								—	沈殿物・浮遊物の回収に 係る経費

注1 原木、ほだ木に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付けで通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」、平成24年3月31日付け「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、空間線量率の高いところや粉塵等が付着する可能性の高い場所を選定し、径線の細いものを1本選び、1本のほだ木からお粉を採取し1検体として、1ロット毎に3検体を測定してください。

注3 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定してください。基準値の1/2を超過する検体が確認されるなどバラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

注4 原木、ほだ木の購入時に指標値以下であることを確認して生産を行うことを原則としますが、生産者自らより安全なきのこ栽培を行うために実施する場合にチェックしてください。なお、賠償は50Bq/kgを超過したものを洗浄して50Bq/kg以下になった場合にのみ対象となります。

ロット管理表(原木栽培)

原木ロット番号					
原木購入日	本数	原木購入業者名	原木の伐採地		
原木放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	放射性物質測定資材番号	メモ		
ベクレル/kg					
管理ロット番号					
管理している施設・ほだ場					
品種	植菌	仮伏せ	本伏せ	発生	休養
本数	ほだ木放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	放射性物質測定資材番号	メモ	
	ベクレル/kg				
発生操作月日		収穫期間	放射性物質測定結果	放射性物質測定日	放射性物質測定きのこ検体番号
第1回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第2回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第3回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第4回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第5回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第6回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第7回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第8回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第9回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	
第10回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定	

チェックシートの使い方（菌床栽培）

1. チェックシートの種類と使い方

(1) 放射性物質対策チェックシート

- ① 放射性物質対策には、菌床を指標値以下とするとともに発生したきのこの基準値以下にするために必ず実施する項目（必須項目）と生産者がそれぞれの生産環境に応じて選択する項目（選択項目）があります。
- ② 選択項目の中から、実施する項目を選んでください。
- ③ 実施した項目に「✓」と実施年月日を記入してください。選択項目の中で実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(2) 生産環境チェックシート

- ① 伏せ込み場毎、ハウス（施設）毎に番号を振り、チェックシートを作成してください。
- ① 方位や斜度、空間線量率を記入してください。必要に応じて周辺環境の情報を記載してください。
- ② 環境整備を実施した場合にはその項目に「✓」と実施年月日を記入してください。実施しないと判断した項目に「－」を記入してください。

(3) ロット管理表

- ① 購入したおが粉（培地基材）ロット毎にロット管理表を作成し、購入日、数量等を記入してください。
- ② おが粉（培地基材）の放射性物質測定結果通知を添付してください。
- ③ 使用した栄養材または添加材の名前と購入日、数量などを記載してください。
- ④ 生産の過程で管理が分かれた場合には、それぞれロット管理表を作成し、それぞれの生産工程での管理場所や本数等を記載してください。
- ⑤ 培地または菌床の放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑥ 出荷前に、きのこの放射性物質を測定して結果を記入するとともに、測定機関からの結果通知を添付してください。
- ⑦ 当該ロットから最初に発生したきのこのについては、県のモニタリング検査を受けるとともに、複数年にわたって菌床を使用する場合に

は、その年の最初の発生の際には、県のモニタリング検査を受けてください。

- ⑧ その他、発生が数か月にわたり継続している場合などは、適時、県のモニタリング検査や自主検査により放射性物質を確認するようにしてください。

2. 必ず実施する項目（必須項目）

培地や菌床を指標地以下にするため及びきのこを基準値以下にするために必ず実施しなくてはならない放射性物質対策です。

(1) おが粉購入時の確認

おが粉に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(2) 菌床購入時の管理

菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。購入業者から測定結果の写しなどの提出を受け確認するか、放射性セシウム濃度を測定することも可能ですので、農林事務所へご相談ください。

(3) 培地・菌床の管理

培地または菌床に含まれる放射性セシウム濃度が指標値（200Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

(4) 発生したきのこの管理

出荷前に、きのこに含まれる放射性セシウム濃度が基準値（100Bq/kg）以下であることを確認してください。放射性セシウム濃度の測定については、農林事務所へご相談ください。

3. 生産者が選択して実施する項目（選択項目）

必須項目以外の放射性物質対策で、現時点で得られている知見に基づき想定される放射性物質リスクを低減する取組です。

各生産者の生産環境などに応じて、可能なものについては、積極的に実施をしていただくようお願いします。

菌床栽培工程図

(1) 原料工程

培地基材

栄養剤・添加剤

(2) 培地調整工程

容器資材

水

おが粉検査

混合・攪拌

(3) 殺菌・接種工程

種菌

殺菌・冷却

種菌接種

(4) 培養工程

培養

(5) 発生・収穫工程

水

菌床検査

発生

休養

収穫

(6) 乾燥工程(乾燥きの生産の場合)

きのこ検査

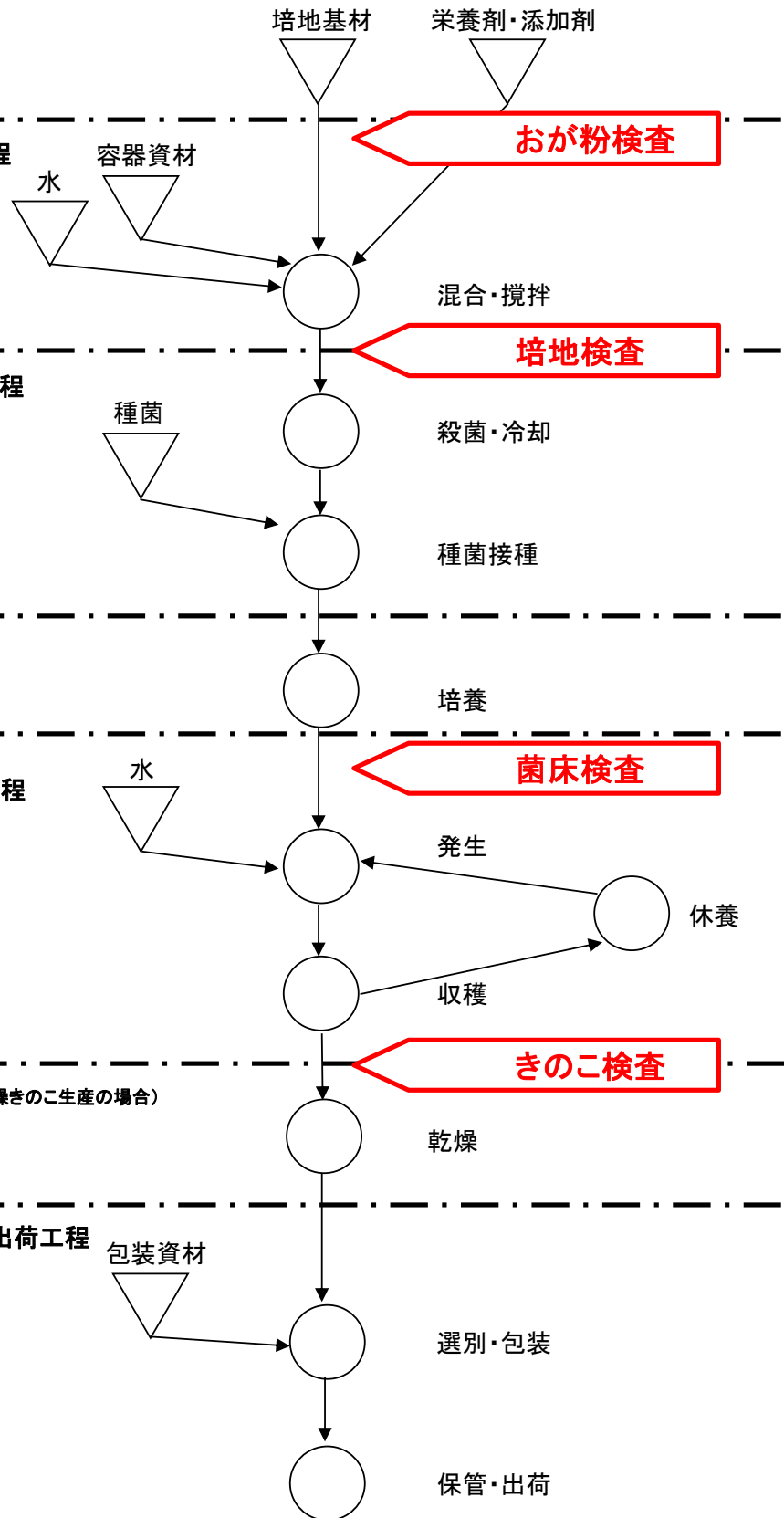
乾燥

(7) 包装・選別・出荷工程

包装資材

選別・包装

保管・出荷



放射性物質対策チエックスシート(菌床栽培)

番号	工程	区分	取組事項	チエック	実施年月日	マニュアル	賠償対象																	
1	原料工程	購入時の確認、取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・おが粉の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する。 ・栄養材、添加材の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している ・粉塵等が付着することを防止するため、屋内で保管するなど風雨に当たらないよう保管する 	必須		p42	購入時に検査証明書を確認																	
2							発生・休養	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水・散水する水は可能な限り飲用水を使用する。沢水等を使用する場合は、浮遊物、沈殿物を除いて使用する 			p52	賠償対象となるか調整中												
3												発生・休養	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での発生・休養の場合) ・菌床等を施設(ハウス)内に持ち込む場合、付着した粉塵、土などを洗浄する 			p52	賠償対象となるか調整中							
4																	発生・休養	賠償対象となるか調整中						
5	培地調整、殺菌・接種、培養工程	資材の保管	<ul style="list-style-type: none"> ・培地調整用資材は、粉塵等が付着しないよう適切に保管する ・使用する水は、可能な限り飲用水を使用する ・帽子、マスク、手袋、長靴等を着用し裸出部分を少なくして、作業後は裸出部分を石けんなどで洗浄する。 ・使用した機械、機材、資材は使用後に洗浄し、放射性物質が付着しないように保管する 			p46	—																	
6							培地または菌床の管理	放射性物質の低減	体内への放射性物質取り込み防止		p47	—												
7												培地または菌床の放射性物質検査	使用機械等の放射性物質量の低減		p47	—								
8																培地又は菌床の放射性物質検査	培地又は菌床の放射性物質濃度が200ベクレル/kg以下であることを確認している(注1)		p48	検査費用を対象				
9																				購入菌床の管	購入菌床の放射性物質確認検査		p49	検査費用を対象
10																								空間線量率の測定
11	発生・収穫工程	放射性物質の低減				p52	賠償対象となるか調整中																	
12							発生・休養	発生・休養			p52	賠償対象となるか調整中												
13												発生・休養	賠償対象となるか調整中											

14		発生・休養	放射性物質の低減	(施設内での発生・休養の場合) ・施設内の清掃、洗浄を行う	p52	—
15	発生・ 収穫工程			(施設内での発生・休養の場合) ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにする。換気施設はフィルターをつけることが望ましい	p52	賠償対象となるか調整中
16		収穫	放射性物質量の低減	・粉塵等が付着しないよう収穫する	p53	—
17				・収穫物は速やかに室内に保管する	p53	—
18				・収穫に使用する器具類は清潔に保つ	p53	—
19		さのこの管理	さのこの放射性物質検査	・きのこに含まれる放射性物質が100ベクレル/kg以下であることを確認している(注2)	p52	検査費用を対象
20	乾燥工程	乾燥	放射性物質量の低減	・乾燥は室内で行い、天日乾燥しない	p57	—
21				・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃する	p57	—
22	別包装・出荷工程	選別・包装・保管	放射性物質の低減	・包装資材は室内で保管する	p58	—
23				・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃する	p59	—
24			ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底する	p45、56	—
25		その他	放射性物質汚染物の処分	・処分場へ処分する。産業廃棄物は処理業者へ委託する	p61～62	追加的に発生した処分にかかる経費
26				・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せる	p61～62	保管にかかる経費
27			トレーサビリティ対応	・きのこ生産活動・出荷に関する記録を一定期間保存する	p70	—

注1 菌床に含まれる放射性物質の指標値および検査方法については、国から平成24年8月30日付で通知されている「きのこ原木及び菌床用培地の当分の指標値の設定について」、平成24年3月31日付けきのこ原木及び菌床用培地の放射性セシウム測定のための検査方法の制定について」に基づき測定を行ってください。

注2 出荷制限解除に向けた安全性確認については、上記注1によらず、1ロット毎に3検体を測定していただき、基準値の1/2を超過する検体が確認されるなどハラつきが大きい場合には、必要に応じて検体を追加して測定します。

ロット管理表(菌床栽培)

菌床ロット番号						
おが粉購入日	数量	購入業者名	おが粉用原木の伐採地			
おが粉放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	放射性物質測定資材番号	メモ			
ベクレル/kg						
栄養材・添加材名	購入日	数量	購入業者名	放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	メモ
				ベクレル/kg		
栄養材・添加材名	購入日	数量	購入業者名	放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	メモ
				ベクレル/kg		
栄養材・添加材名	購入日	数量	購入業者名	放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	メモ
				ベクレル/kg		
栄養材・添加材名	購入日	数量	購入業者名	放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	メモ
				ベクレル/kg		
管理ロット番号						
管理している施設・伏せ込み場						
品種	発生	休養				
個数	菌床・培地放射性物質測定結果	放射性物質測定年月日	放射性物質測定資材番号	メモ		
	ベクレル/kg					
発生操作月日		収穫期間	放射性物質測定結果	放射性物質測定日	放射性物質測定きのご検体番号	
第1回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定		
第2回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定		
第3回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定		
第4回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定		
第5回発生	月 日	月 日 ~ 月 日	ベクレル/kg	月 日測定		

生産環境チェックシート(伏せ込み場(野外))

番号	生産場所				
方位	斜度				
		空間線量率			
			高さ1m	高さ0.1m	
		①	μ Sv/h	μ Sv/h	
		②	μ Sv/h	μ Sv/h	
		③	μ Sv/h	μ Sv/h	
		④	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑤	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑥	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑦	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑧	μ Sv/h	μ Sv/h	
⑨	μ Sv/h	μ Sv/h			
環境整備取組事項			チェック	実施年月日	賠償対象
・下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く					砂利、木材チップ等資材費シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容
・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する					賠償対象となるか調整中
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する					賠償対象となるか調整中
・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う					賠償対象となるか調整中

番号	生産場所				
方位	斜度				
		空間線量率			
			高さ1m	高さ0.1m	
		①	μ Sv/h	μ Sv/h	
		②	μ Sv/h	μ Sv/h	
		③	μ Sv/h	μ Sv/h	
		④	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑤	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑥	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑦	μ Sv/h	μ Sv/h	
		⑧	μ Sv/h	μ Sv/h	
⑨	μ Sv/h	μ Sv/h			
環境整備取組事項			チェック	実施年月日	賠償対象
・下層植生、落葉等腐植層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く					砂利、木材チップ等資材費シート敷き等との選択、落葉層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容
・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去する					賠償対象となるか調整中
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する					賠償対象となるか調整中
・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行う					賠償対象となるか調整中

生産環境チェックシート(ハウス(施設))

番号	生産場所	空間線量率		
方位 	施設 ③ ⑤ ② ④ ① 出入口 ⑥	高さ1m	高さ0.1m	
		①	μ Sv/h	μ Sv/h
		②	μ Sv/h	μ Sv/h
		③	μ Sv/h	μ Sv/h
		④	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑤	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑥	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑦	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑧	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑨	μ Sv/h	μ Sv/h
環境整備取組事項		チェック	実施年月日	賠償対象
・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く				砂利、木材チップ等資材裏シート敷き等との選択、作業層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容
・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する				賠償対象となるか調整中
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する				賠償対象となるか調整中
・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う				賠償対象となるか調整中
・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入口を二重にする				賠償対象となるか調整中
・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する				賠償対象となるか調整中

番号	生産場所	空間線量率		
方位 	施設 ③ ⑤ ② ④ ① 出入口 ⑥	高さ1m	高さ0.1m	
		①	μ Sv/h	μ Sv/h
		②	μ Sv/h	μ Sv/h
		③	μ Sv/h	μ Sv/h
		④	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑤	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑥	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑦	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑧	μ Sv/h	μ Sv/h
		⑨	μ Sv/h	μ Sv/h
環境整備取組事項		チェック	実施年月日	賠償対象
・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷く				砂利、木材チップ等資材裏シート敷き等との選択、作業層までの除去であれば砂利敷き等の重複を許容
・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去する				賠償対象となるか調整中
・屋外にある貯水槽は洗浄後使用し、蓋をする。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理する				賠償対象となるか調整中
・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行う				賠償対象となるか調整中
・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入口を二重にする				賠償対象となるか調整中
・施設(ハウス)内専用の履き物を用意する				賠償対象となるか調整中